愛労雇均発 1119 第 1 号
令和 7 年 11 月 19 日

各団体の長　殿

愛知労働局雇用環境・均等部長
（　公　印　省　略　）

年末年始における年次有給休暇取得促進の御協力の依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、令和５年に65.3％と、前年より3.2ポポイント上昇し、過去最高を更新したものの、政府目標である70％とはいまだ乖離があります。

このため、厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この年末年始における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、ポスター及びリーフレットを「年次有給休暇取得促進特設サイト」に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

なお、紙媒体に不足が生じた場合は、担当より送付させていただきますので、本通知末尾に記載の連絡先までご連絡いただくようお願いいたします。

○年次有給休暇取得促進特設サイト
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/
○愛知働き方改革推進支援センターＨＰ
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち５日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば、年５日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。（分単位など時間未満の単位での取得は認められません。）

（担当）愛知労働局　雇用環境・均等部　指導課
TEL:052-857-0312　前田

（文例）

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。